

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神戸YMCA 福祉会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条および定款施行細則第8条6の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする。）および運営委員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 運営委員とは、定款施行細則第8条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

当法人において週平均3日以上業務にあたる役員等(以下、「常勤役員等」という。)については、報酬を支でることとし、賞与、退職手当は支給しない。常勤役員等以外の役員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- (1) 常勤役員等については、別表1の報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、別表2の業務に応じた報酬を支給することができる。
- (3) 非常勤役員等については、別表2以外の業務の場合、交通費の実費を職員出張規程に基づき別途支払うことができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員出張規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員出張規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号によるものとする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 常勤役員等に対する報酬等日割り計算は、次の各号によるものとする。

- (1) 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- (2) 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (4) 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

2017年6月15日定期評議員会の議決日から施行する

2024年3月21日の評議員会にて議決し、2024年4月1日より施行する。

別表1
常勤役員

役職名	報酬額（月額）
理事長	上限 200,000 円
常務理事	報酬は支給しない。 職員給与規定に基づく給与を支払う

1) 理事長には、賞与、退職手当は支給しない。

別表2
非常勤役員
理事

職務の内容	報酬額（日額）
理事会等の会議への出席	3,000円
法人・施設業務の為の出勤	3,000円

監事

職務の内容	報酬額（日額）
理事会・評議員会等の会議への出席	3,000円
監事監査の為の出勤	3,000円

評議員

職務の内容	報酬額（日額）
評議員会等の会議への出席	3,000円
法人・施設業務の為の出勤	3,000円

運営委員

職務の内容	報酬額（日額）
理事会等の会議への出席	3,000円
法人・施設業務の為の出勤	3,000円

1) 非常勤役員等については、賞与、退職手当は支給しない

※評議員に対する報酬は、各年度の総額が、1,000,000 円を超えない範囲とする。

※役員等に対する報酬は、各年度の総額が、4,000,000 円を超えない範囲とする。